

# 経済の好循環実現に向けた 政労使の取組について

平成26年3月17日

第3回埼玉県トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議

## 経済の好循環実現に向けた政労使の取組について

政府は、デフレ脱却と経済再生を最優先課題として、日本銀行による「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」からなる「三本の矢」を一体として強力に推進してきた。これらの政策の効果により、景気は緩やかに回復しつつあり、企業収益の拡大が進む中、デフレ状況ではなくなりつつある。

景気回復の動きをデフレ脱却と経済再生へ確実につなげるためには、企業収益の拡大が速やかに賃金上昇や雇用拡大につながり、消費の拡大や投資の増加を通じて更なる企業収益の拡大に結び付くという経済の好循環を実現することが必要である。

こうした認識の下、経済界、労働界、そして政府が取り組むべき課題についての共通認識の醸成を図るため、平成25年9月20日以来「経済の好循環実現に向けた政労使会議」を開催し、これまで5回にわたり真摯な議論を重ねてきた。

本日、政府、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会及び日本労働組合総連合会は、別紙のとおり、経済の好循環の実現に向けて、一致協力して取り組むとの認識に至った。今後、それぞれが具体的な取組を進めるとともに、その成果を確認する。

平成25年12月20日

内 閣 総 理 大 臣 安倍 晋三

(一社)日本経済団体連合会会長 米倉 弘昌

日 本 商 工 会 議 所 会 頭 三村 明夫

全国中小企業団体中央会会長 鶴田 欣也

日本労働組合総連合会会長 古賀 伸明

## 経済の好循環実現に向けた取組

### 1. 賃金上昇に向けた取組

デフレ脱却に向けて経済の好循環を起動させていくためには、まずは経済の好転を企業収益の拡大につなげ、それを賃金上昇につなげていくことが必要である。さらに、このような好循環を日本経済全体に波及させ、持続的なものとしていくことが必要である。

政府は、引き続き「三本の矢」を一体として推進するとともに、企業による賃金引上げの取組を促進するため、所得拡大促進税制を拡充するとともに、足元の企業収益を確実に賃金上昇につなげるため、「集中復興期間」における25兆円程度の復興財源を確保した上で復興特別法人税を1年前倒しで廃止する。あわせて、賃金上昇等について経済界への要請等の取組を行うとともに、地方の中小企業・小規模事業者への効果を含め、賃上げの状況についてフォローアップを行い、公表する。

賃金は個別労使間の交渉を通じて決定するものである。その上で、政府による好循環実現に向けた環境整備の下、労使は、各企業の経営状況に即し、経済情勢や企業収益、物価等の動向も勘案しながら十分な議論を行い、企業収益の拡大を賃金上昇につなげていく。

その際、労働者の将来への安心感を醸成し、賃金上昇を消費拡大につなげていくという観点から、様々な対応を検討する。

### 2. 中小企業・小規模事業者に関する取組

雇用者数の大部分を占める中小企業・小規模事業者においても、労使は、各企業の経営状況や今後の経済状況等に応じつつ、日本経済の好転によってもたらされた企業収益の拡大を賃金上昇につなげていく。

政府は、中小企業・小規模事業者の事業革新や新陳代謝に必要な設備投資支援にあたり、賃上げを実施する事業者を優先採択するなど、賃金上昇を促す。さらに、中小企業投資促進税制の拡充等により、生産性向上を実現するための環境整備を図る。また、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」に基づき、消費税の転嫁を阻害する行為の是正措置等を着実に実施する。

企業は、下請関係を含めた企業間取引において、その製品やサービスの価値を適正に評価し、物価や仕入れ価格の上昇に伴う転嫁についてしっかりと取り組む。特に、中小企業・小規模事業者を調達先とする企業は、復興特別法人税の廃止の趣旨を踏まえ、取引価格の適正化に努める。

### 3. 非正規雇用労働者のキャリアアップ・処遇改善に向けた取組

近年増加している非正規雇用労働者について、労働市場の動向を踏まえつつその意欲と能力に応じて処遇の改善を図り、経済全体の底上げを図ることが必要である。

労使は、正規雇用労働者と非正規雇用労働者という二元的な働き方を固定化させるのではなく、それぞれの職場のニーズに応じ、ステップアップのための多様な形態の正規雇用労働者の実現・普及や人事処遇制度の普及・活用に向けた取組を進めることにより、非正規雇用労働者がその意欲と能力に応じて正規雇用労働者に転換する道筋を積極的に広げる。

政府は、キャリアアップ助成金の拡充等を通じて、正規雇用労働者へのステップアップを支援する。

また、企業は、意欲と能力のある、契約社員、派遣労働者、パート・アルバイト、嘱託等の非正規雇用労働者についても、必要な人材育成投資を行うとともに、業績と能力を評価し、これを処遇に適切に反映させる。

政府は、これらの労働者に対する職業能力開発施策の充実を図る。

### 4. 生産性の向上と人材の育成に向けた取組

経済の好循環を持続的な経済成長につなげるためには、不断の生産性の向上が必要である。厳しいグローバル競争に直面する我が国企業において、付加価値の高い製品やサービスの創造に加え、ブランド化等の差別化によるプロダクト・イノベーションを通じた新たな価値の創出が重要であり、とりわけ、その源泉となる人材育成が鍵となる。

このため、企業は、設備投資や研究開発を積極的に行うとともに、従業員の雇用形態に応じ、専門性や知識の蓄積に向けて必要な教育訓練を推進する。また、女性の活躍の促進や多様な人材の活用を図るとともに、各個人の希望と企業経営上のニーズに応じた柔軟な働き方の実現に向け労使で積極的に話し合い、ワーク・ライフ・バランスの更なる推進を図る。

他方、労働者は、自らの職業能力の向上を通じて生産性を高めていくことが重要であるとの認識に立ち、中長期的なキャリア形成も見据えつつ、自己啓発による自らの能力開発に努める。

政府は、企業におけるイノベーションによる新たな価値の創出を推進するため、設備投資や研究開発の実施を支援するとともに、中長期的なキャリア形成支援やワーク・ライフ・バランス推進のための環境整備を行う。